

障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程 における留意事項（附属病院）

平成28年 3月 2日
病院運営会議承認
令和3年11月17日一部改正

鳥取大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（以下「規程」という。）
第5条第3項及び第6条第4項に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第5条関係）

規程第5条第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意するものとする。

（以下、例示）

- 障害があることを理由に窓口対応を拒否すること。
- 障害があることを理由に対応の順序を劣後させること。
- 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒否すること。
- 障害があることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒否すること。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来院の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けること。

第2 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例（第6条関係）

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規程第6条第1項から第3項までのとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意するものとする。

(物理的環境への配慮)

(以下、例示)

- 車いす利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡すこと。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりすること。
- 障害の特性にあわせた座席位置を確保すること。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難である場合には、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設けること。
- 運動障害等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりすること。

(意思疎通の配慮)

(以下、例示)

- 筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いること。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認すること。
- 通常、口頭で行う案内が伝わりにくい場合、内容を書面で伝えること。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりすること。
- 間接的な表現が伝わりにくい場合、より直接的な表現を使って説明すること。
- 知的障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

(以下、例示)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替えること。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更すること。
- 病院の敷地内の駐車場等において、障害者の来訪が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更すること。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障害者の希望により、施設の状況に応じて別室を準備すること。
- 非公表又は非公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認めること。